

# 原子力災害対策指針

参考資料①

## 目的

国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、**緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとする**ことにある。

## 原子力災害及び原子力事業者の責任

**原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。**

## 緊急事態区分

これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりが発生するものでなく、事態の進展によっては**全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得る**ことに留意すべき

### 警戒事態

公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため（中略）**防護措置の準備を開始する必要がある段階**

### 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、（中略）緊急時に備えた避難等の**主な防護措置の準備を開始する必要がある段階**

### 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、**確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階**

# 原子力災害対策重点区域

重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域

## Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域

急速に進展する事故においても  
放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため（中略）  
通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で  
放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

## Urgent Protective Action Planning Zone 緊急防護措置を準備する区域

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため（中略）  
緊急防護措置を準備する区域

# 防護措置

## 避難及び一時移転

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置

**PAZ** 全面緊急事態に至った時点で、  
原則として全ての住民等に対して**避難**を即時に実施しなければならない

**UPZ** 原子力施設の状況に応じて、段階的に**避難**を行うことも必要である

## 屋内退避

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置

**PAZ** 全面緊急事態に至った時点で、原則として**避難**を実施するが、  
**避難**よりも**屋内退避**が優先される場合に実施する必要がある

**UPZ**  
段階的な**避難**やOILに基づく防護措置を実施するまでは  
**屋内退避**を原則実施しなければならない

# 原子力災害中長期対策

事態の一定の収束がなされた後においても、既に環境中に  
放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要

## 最後に一言

立地地域に不安を押し付け、未来世代にゴミを押し付け、やってることは原子力による湯沸かし。  
今使っている「安い」電気は、本当に今使う必要があるのでしょうか？